

販売サービス申込書

お申込日 年 月 日

利用規約	販売サービス利用規約（物品販売販・ダウンロード販売）に同意する。				
会社名	フリガナ			印	
代表者名	フリガナ		電話番号		
			FAX番号		
住所 <small>（登記簿上の住所）</small>	フリガナ 〒				
設立年月	年	月	日	資本金 百万円	年商 百万円
ご連絡担当者	フリガナ		電話番号		
			FAX番号		
mailアドレス	@				
緊急連絡先	担当者		電話番号		
	携帯番号		FAX番号		
mailアドレス	@				
販売手数料(物販)	初期3ヶ月5万円(4ヶ月目以降15000円/月)商品売価の35%				
販売手数料(DL)	月額費用なし/商品売価の35%				
振込先	銀行名		支店名		
	口座番号		口座名		
	当座・普通（どちらかを選ぶ）				

<ご利用に関して>

- ・お申し込み後、速やかに弊社スタッフからご連絡をさせていただきます。
- ・ご入金の際の振込手数料は御社御負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

ご希望開始日 年 月 日

FAX: 06-6150-6794

イーディーコントラライブ株式会社 〒532-0003 大阪市淀川区宮原2-14-14 新大阪グランドビル6階
TEL: 06-6150-6795(直通) E-mail: ec-shopping@ed-contrive.co.jp

2007/10/15

販売サービス利用規約（物販用）

本規約は、イーディーコントライブ株式会社（以下「甲」という）が提供するインターネット上の web サイトでの販売サービスに関し、甲とサービス利用申込者（以下「乙」という）との間の契約関係（以下「本契約」という）を定めるものである。

第 1 条（サービス利用申込）

- 乙は、第 3 条に定める甲の各種サービス（以下「サービス」という）の利用を希望する場合、甲所定の申込書に必要事項を記入し、甲に当該申込書を送付するとともに、申込書送付後 5 営業日以内に甲指定の銀行口座へ第 12 条に定める初期登録費用及び第 13 条に定めるサービス費用を振り込んで支払うことにより、サービスの利用申込みを行うものとする。
- 甲は、前項の申込を承諾した場合、乙に対し必要事項の通知を行い、甲乙間で合意した日（以下、「出品日」という）に販売等を開始する。

第 2 条（届出事項）

- 乙は、前条の申込に際し、以下の事項をあらかじめ甲に届け出るものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことにより甲または乙に損害が生じた場合には、その損害は乙の負担とする。
 - 会社名、代表者名および住所、電話番号
 - 取扱商品
 - 出品についての責任者の氏名、所属部署名、電子メールアドレス、電話番号および FAX 番号
 - 代金の振込先
 - その他甲が指定する乙の業務に関する事項
- 甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶、不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。
- 甲が第 1 項により届出のあった乙の責任者の電子メールアドレスに電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後 24 時間の経過のいずれか早い時点で乙に到達したものとみなす。

第 3 条（サービスの内容）

- 甲は、甲が管理・運営するインターネット上の web サイト（以下、「サービスサイト」という）内に乙の商品専用ページ（以下「商品ページ」という）を作成し、インターネット上に公開して、商品の購入申込者（以下「顧客」という）からの注文を受け（以下「受注」という）甲乙間の取引形態に応じて乙への受注の報告または商品の発送を行い、販売代金の回収を行なう。ただし、乙の商品をどのサービスサイトに掲載するかは判断は、甲が行なうものとする。
- 甲は、前項の受注に関わる顧客からの問い合わせに対応する。
- 甲は乙に対し、前二項のほか、乙の選択により、次の各号に定めるサービスを提供することができる。
 - 商品の在庫保管業務
 - 商品の発送業務
 - 商品の販売実績の集計及び報告業務
 - 商品のプロモーション（メールマガジン、アフィリエイト等）
 - 発送に関する問合せ対応
 - ポイントシステムの提供

第 4 条（商品情報の提供）

乙は、甲の定める方法、期限までに、商品ページに掲載する商品のテキスト情報及び画像情報（以下「コンテンツ」という）を甲が作成するために必要な商品に関する情報（画像データを含む。）を提供しなければならない。

第 5 条（コンテンツの作成、公開等）

- 甲は、前条により受領した商品に関する情報をもとに商品ページに掲載するコンテンツを別途甲乙間で合意した日までに作成し、乙が確認できるようにサーバにアップしなければならない。
- 乙は、前項によりアップされた商品ページを別途甲乙間で合意した日までに確認する。乙は、コンテンツ内容に修正の必要がある場合には当該修正内容を甲に通知し、修正がない場合には修正がない旨を連絡する。
- 甲は、前項によりコンテンツ内容の修正が生じた場合には、速やかに修正を行い、再度乙の確認を受けなければならない。
- 甲は、前二項により乙の承諾を得た商品ページを出品日にサービスサイト内に公開しなければならない。

第 6 条（商品の入庫）

- 乙は、第 3 条第 3 項第 1 号及び同第 2 号のサービスを利用する場合には、出品日までに、甲の指定するフォーマットで入荷する商品情報を連絡した上で、甲の指定する場所に別途甲乙間で取り決めた在庫数の商品を入庫しなければならない。この場合、乙は、商品の外観上の汚損・破損を確認し、甲に良品を納入しなければならないものとする。
- 甲は、前項により乙から商品の入庫がなされた場合には、商品の数量、品名を確認する。万一、商品の数量や品名に誤りがある場合には乙に対し通知する。
- 乙は、甲より前項の通知を受けた場合には速やかに代替品を入庫しなければならない。

第 7 条（販売方法）

- 甲は、顧客から商品の注文・問い合わせ等その他商品ページの利用があった場合には、顧客との間で、商品の送付、代金の決済その他販売に必要な手続を行う。
- 前項にかかわらず、甲及び乙は、取引の当事者は乙と顧客であり、商品の販売に伴う権利・義務は乙と当該顧客との間で発生することを確認する。
- 甲は、商品の販売を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、その他関連法令を遵守する。
- 甲は、乙に対し第 3 条第 3 項第 1 号及び同第 2 号のサービスを提供する場合には、顧客との間で、商品の不着、到着遅延の紛争が生じた場合には、甲の責任と費用において解決する。但し、商品の不着、到着遅延が乙の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。
- 乙は、顧客との間で、商品の瑕疵その他の紛争が生じた場合、または商品の内容またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解決するものとする。また、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。

第 8 条（著作権等）

- 商品ページにかかる著作物については、商品に関するもの及び乙が制作したものを除き甲が著作権を有する。
- 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を商品ページに掲載するために甲に当該著作物の提供を行う場合には、事前に当該第三者から当該著作物を甲及び乙が使用することについて許諾を得なければならない。
- 乙は甲に対し、前二項の乙または第三者の著作物について、甲がサービスサイト及び商品ページのプロモーションのため、提携サイトからのハイパーリンクその他甲が妥当と判断する方法により無償で使用することを許諾する。

第 9 条（報告）

- 甲は、毎月末日を締切日として 1 カ月の販売分を集計し、乙に対して締切日から 10 営業日以内に商品名、仕入価格、販売数量、販売代金を記載した販売実績報告書を提出する。
- 前項の販売実績報告書に記載する販売代金は、別途甲乙間で定めた販売単価に販売実績数を乗じて計算するものとし、仕入価格は、販売代金から販売手数料を控除した額とする。

第 10 条（商品管理）

- 甲は、乙に対し第 3 条第 3 項第 1 号及び同第 2 号のサービスを提供する場合には、善良な管理者の注意をもって商品を管理し、乙から返納の申入れがあったときは、速やかに返還するものとする。
- 甲は、甲の保管する商品の在庫数が予想される販売数を下回る場合には、乙に対し商品の入庫を求めることができる。乙は、甲から商品の入庫要請があった場合には、速やかに甲指定のフォーマットにより入荷する商品情報を連絡した上で、商品の入庫を行うものとする。

第 11 条（初期登録費用）

乙は、甲に対し、初期登録費用として別表に定める金額を第 1 条第 1 項の定めに従い支払う。

第 12 条（サービス費用）

- 乙は、甲に対し、サービス費用として別表に定める金額を支払う。
- サービス費用については、3 ヶ月分を第 1 条第 1 項の定めに従い、前払いで支払うものとする。
- 乙は、申込日から 3 ヶ月を経過後も引き続きサービスサイトでの商品の出品等の販売サービスの利用を希望する場合には、別表に定める 1 ヶ月分のサービス費用を甲の指定する期日までに前払い（乙の届出た銀行口座からの自動引き落とし）で支払うものとする。

第 13 条（初期登録費用、サービス費用の支払）

- 初期登録費用、サービス費用その他本契約に関して乙から甲に支払われる金銭（以下「サービス費用等」という）の支払について必要となる費用は、乙の負担とする。前条第 3 項の自動引き落としができなかった場合には、同一月に再自動引き落とし手続にかかる手数料も同様とする。
- 乙は、サービス費用等の支払を期限までにしない場合、甲に対し、当該期限日から完済日まで年利 14.5% の遅延損害金を支払うものとする。
- 乙が甲に対して支払ったサービス費用等は、途中で本契約が終了した場合、その他事由の如何を問わず返還しないものとする。

第 14 条（販売手数料）

乙は、甲に対し、現実に販売された商品の販売単価に申込書記載の定率を乗じた金額を販売手数料として支払う。

第 15 条（販売代金および販売手数料の精算）

- 乙は、第 9 条の販売実績報告書に基づき、前条の販売手数料を控除した乙の受領すべき商品の販売代金を計算し、当該販売実績報告書の到着後

販売サービス利用規約（物販用）

- 5 営業日以内に甲に対し請求書を発行する。
- 2 甲は、前項の請求書に基づき、第9条の締切日の翌々月15日までに乙の指定する銀行口座に振込む方法により、販売代金を支払う。この場合の振込手数料は、乙の負担とする。

第16条（顧客情報）

- 1 甲は、顧客の氏名、住所等の属性に関する情報（以下「属性情報」という）およびサービスサイトにおける購入履歴その他サービスサイトの利用に関する情報（以下「利用情報」といい、属性情報と合わせて「顧客情報」という）の取扱いにつき、顧客から以下の承諾を得る。
- (1) 甲および顧客から顧客情報の共有につき許諾を受けた甲のグループ会社（以下「甲ら」と総称する）がメールマガジンの送付等、自己の営業のために顧客情報を利用すること。
- (2) 甲及び乙がサービスサイトの商品ページの運営のために必要な範囲で利用すること。
- 2 乙は、甲から提供される顧客情報については、次項により甲に特に認められた場合を除き、商品の配送のために必要な範囲でのみ利用するものとする。
- 3 甲は、甲が管理する顧客情報につき、顧客のプライバシー保護およびサービスサイトの信頼性維持の観点から、乙に開示する種類、範囲等について、甲が適当と判断した場合には顧客に承諾を得た範囲内で、顧客情報の利用範囲の拡大または制限措置を講じることができる。
- 4 乙は顧客情報を本契約によって認められかつ第1項により顧客の承諾が得られた範囲に限り、顧客のプライバシー及びサービスサイト全体の利益に配慮して利用しなければならない。また、乙は、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏えい、開示、提供その他取り扱わせてはならない。ただし、乙は、配送業務を委託している配送業者に対して、本条と同等の守秘義務を課した上で、商品の配送に必要な範囲で、顧客情報を開示することができる。
- 5 乙は、本契約終了後、甲が書面で特に承諾した場合を除き顧客情報を利用することはできない。また、乙は本契約終了にあたって甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。
- 6 乙は、乙が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するかどうかを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。
- 7 乙は、顧客情報の漏えいがサービスサイトの信用を毀損する等、その他サービスサイト全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保管および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏えいしないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より顧客情報が他に漏えいした場合は、乙は、故意または過失の有無を問わず、これにより甲らにおいて生じた一切の損害および費用負担（顧客へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責に任ずる。
- 8 第5項ないし前項の規定は、本契約終了後も引続きその効力を有するものとする。

第17条（秘密保持義務）

- 1 甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の秘密に属すべき一切の事項を第三者に漏えい、開示、提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
- 2 甲は、前項にかかわらず、サービスサイトの運営に必要な範囲で、甲のグループ会社または秘密保持契約を締結した提携会社との間で、乙に関する情報を交換することができる。

第18条（サービスの一時停止）

乙は、第3条記載の甲が提供するサービスについて、以下の事由により乙に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止によるサービス費用等の返還、損害の補償等を甲に請求しないこととする。

- (1) 甲の管理するサーバ等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 甲の利用する決済代行会社のサービスの点検、修理、補修、改良等のための停止
- (3) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- (4) 甲、顧客、他の出品者その他の第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判断した場合における停止

第19条（出品停止等）

- 1 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の商品の出品停止、コンテンツの削除、出品停止理由の公表その他必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなければならない。なお、本条の定めは第23条に定める甲による本契約の解除、解約を妨げない。
- (1) 第23条に定める事由が生じたとき
- (2) 乙自身が商品の出荷を行う場合において、商品を購入した顧客から商品の不着、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき
- (3) その他甲が消費者保護の観点等から出品停止等の措置が必要と判断したとき

- 2 前項に基づき乙が出品停止等の措置を受けている場合であっても、乙は第11条及び第12条に基づく初期登録費用、サービス費用の支払義務を負うものとする。
- 3 乙は、法令により販売が禁止されている商品、第三者の権利を侵害するおそれのある商品、甲が別途販売禁止として乙に通知した商品またはサービスサイトのイメージに合致しないと甲が判断した商品を販売することができない。

第20条（契約期間）

本契約の有効期間は、出品日から3ヵ月間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とする。

第21条（免責）

- 1 甲は、乙が商品のサービスサイトへの出品に関して被った損害（サーバ障害・不具合、誤動作、本契約に基づく商品ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、乙の商品の出品停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限定されず、またはその原因の如何を問わない）について、賠償する責を負わない。
- 2 甲は、乙に対する事前の承諾なく、サービスサイトの仕様等の変更もしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができる。
- 3 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、サービスサイトの運営に支障が生じると判断したときは、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第22条（権利の譲渡等の禁止）

乙は、甲の提供する販売サービスを利用する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。

第23条（解除・解約）

- 1 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の商品ページをサービスサイトおよびサーバから削除することができる。
- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 重大な背信行為があったとき
- (3) 手形または小切手の不渡処分をなし、または銀行あるいは手形交換所の取引停止を受けたとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申立てを受けたとき
- (5) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申立てがされたとき
- (6) 前三号のほか、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (7) 解散または営業停止状態となったとき
- (8) 甲による連絡が取れなくなったとき
- (9) 監督官庁から営業免許または営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき
- (10) 公序良俗に反する行為を行なったとき
- (11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
- (12) その他甲が乙との本契約の継続が困難であると判断した場合
- 2 甲および乙は、事由の如何を問わず、1ヵ月前までに書面により相手方に通知することにより本契約を解約することができる。
- 3 前二項により本契約が終了した場合、乙は、契約終了日までの初期登録費用およびサービス費用の未払分を直ちに支払うものとする。
- 4 甲は、第1条第3項の承諾をするまでは、乙から既に受領した初期登録費用及びサービス費用を返還することにより、本契約を直ちに解約することができる。
- 5 第1項、第2項または前項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

第24条（準拠法、管轄裁判所）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条（規約の変更）

- 1 甲は、必要と認めるときに、乙へ予告なく本規約及び本規約に付随する規約の内容を変更することができる。
- 2 本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が変更を通知した後において、乙が出店を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

（別表）

初期登録費用（税別）

初期登録費用	50,000 円
--------	----------

（平成19年5月16日現在）

販売サービス利用規約（ダウンロード用）

本規約は、イーディーコントライブ株式会社（以下「甲」という）が提供するインターネット上の web サイトでのダウンロードコンテンツ販売代行サービスに関し、甲とサービス利用申込者（以下「乙」という）との間の契約関係（以下「本契約」という）を定めるものである。

第 1 条（サービス利用申込）

- 乙は、第 3 条に定める甲の各種サービス（以下「サービス」という）の利用を希望する場合、甲所定の申込書に必要事項を記入し、甲に当該申込書を送付するとともに、申込書送付後 5 営業日以内に甲指定の銀行口座へ第 12 条に定める初期登録費用及び第 13 条に定めるサービス費用を振り込んで支払うことにより、サービスの利用申込みを行うものとする。
- 甲は、前項の申込を承諾した場合、乙に対し必要事項の通知を行い、甲乙間で合意した日（以下、「出品日」という）に販売等を開始する。

第 2 条（届出事項）

- 乙は、前条の申込に際し、以下の事項をあらかじめ甲に届け出るものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことにより甲または乙に損害が生じた場合には、その損害は乙の負担とする。
 - 会社名、代表者名および住所、電話番号
 - 取扱商品
 - 出品についての責任者の氏名、所属部署名、電子メールアドレス、電話番号および FAX 番号
 - 代金の振込先
 - その他甲が指定する乙の業務に関する事項
- 甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶、不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。
- 甲が第 1 項により届出のあった乙の責任者の電子メールアドレスに電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後 24 時間の経過のいずれか早い時点で乙に到達したものとみなす。

第 3 条（サービスの内容）

- 甲は、甲が管理・運営するインターネット上の web サイト（以下、「サービスサイト」という）内に乙の商品専用ページ（以下「商品ページ」という）を作成し、商品の購入申込者（以下「顧客」という）に、インターネットを通じて販売頒布し、販売代金の回収を行なう。ただし、乙の商品をどのサービスサイトに掲載するかの判断は、甲が行なうものとする。
- 甲は、前項のダウンロードに関わる顧客からの問い合わせに対応する。
- 甲は乙に対し、前二項のほか、乙の選択により、次の各号に定めるサービスを提供することができる。
 - 商品の販売実績の集計及び報告業務
 - 商品のプロモーション（メールマガジン、アフィリエイト等）
 - ダウンロードに関する問合せ対応
 - ポイントシステムの提供

第 4 条（商品情報の提供）

乙は、甲の定める方法、期限までに、商品ページに掲載する商品のテキスト情報及び画像情報（以下「コンテンツ」という）を甲が作成するために必要な商品に関する情報（画像データを含む。）を提供しなければならない。

第 5 条（コンテンツの作成、公開等）

- 甲は、前条により受領した商品に関する情報をもとに商品ページに掲載するコンテンツを別途甲乙間で合意した日までに作成し、乙が確認できるようにサーバにアップしなければならない。
- 乙は、前項によりアップされた商品ページを別途甲乙間で合意した日までに確認する。乙は、コンテンツ内容に修正の必要がある場合には当該修正内容を甲に通知し、修正がない場合には修正がない旨を連絡する。
- 甲は、前項によりコンテンツ内容の修正が生じた場合には、速やかに修正を行い、再度乙の確認を受けなければならない。
- 甲は、前二項により乙の承諾を得た商品ページを出品日にサービスサイト内に公開しなければならない。

第 6 条（使用許諾）

- 乙は甲に対し、次の各号に定める権利を許諾する。
 - 商品を商品ページ上に紹介し、インターネットを通じて販売頒布する権利
 - 商品の表示画面や操作説明の一部を、商品ページや広告物に複製して使用する権利
- 甲がサービスを提供するために必要と認められる協力会社と提携して業務を行う場合、乙は前項と同様の権利を協力会社に対しても許諾するものとする。

第 7 条（販売方法）

- 甲は、顧客から商品の注文・問い合わせ等その他商品ページの利用があった場合には、顧客との間で、商品の送付、代金の決済その他販売に必要な手続を行う。
- 前項にかかわらず、甲及び乙は、取引の当事者は乙と顧客であり、商品

の販売に伴う権利・義務は乙と当該顧客との間で発生することを確認する。

- 甲は、商品の販売を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、その他関連法令を遵守する。
- 乙は、顧客との間で、商品の瑕疵その他の紛争が生じた場合、または商品の内容またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解決するものとする。また、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。

第 8 条（著作権等）

- 商品ページにかかる著作物については、商品に関するもの及び乙が制作したものを除き甲が著作権を有する。
- 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を商品ページに掲載するために甲に当該著作物の提供を行う場合には、事前に当該第三者から当該著作物を甲及び乙が使用することについて許諾を得なければならない。
- 乙は甲に対し、前二項の乙または第三者の著作物について、甲がサービスサイト及び商品ページのプロモーションのため、提携サイトからのハイパーリンクその他甲が妥当と判断する方法により無償で使用することを許諾する。

第 9 条（報告）

- 甲は、毎月末日を締切日として 1 ヶ月の販売分を集計し、乙に対して締切日から 10 営業日以内に商品名、仕入価格、販売数量、販売代金を記載した販売実績報告書を提出する。
- 前項の販売実績報告書に記載する販売代金は、別途甲乙間で定めた販売単価に販売実績数を乗じて計算するものとし、仕入価格は、販売代金から販売手数料を控除した額とする。

第 10 条（初期登録費用）

乙は、甲に対し、初期登録費用として別表に定める金額を第 1 条第 1 項の定めに従い支払う。

第 11 条（サービス費用）

- 乙は、甲に対し、サービス費用として別表に定める金額を支払う。
- サービス費用については、3 ヶ月分を第 1 条第 1 項の定めに従い、前払いで支払うものとする。
- 乙は、申込日から 3 ヶ月を経過後も引き続きサービスサイトでの商品の出品等の販売サービスの利用を希望する場合には、別表に定める 1 ヶ月分のサービス費用を甲の指定する期日までに前払い（乙の届出た銀行口座からの自動引き落とし）で支払うものとする。

第 12 条（初期登録費用、サービス費用の支払）

- 初期登録費用、サービス費用その他本契約に関して乙から甲に支払われる金銭（以下「サービス費用等」という）の支払について必要となる費用は、乙の負担とする。前条第 3 項の自動引き落としができなかった場合に、同一月に再自動引き落とし手続にかかる手数料も同様とする。
- 乙は、サービス費用等の支払を期限までにしない場合、甲に対し、当該期限日から完済日まで年利 14.5%の遅延損害金を支払うものとする。
- 乙が甲に対して支払ったサービス費用等は、途中で本契約が終了した場合、その他事由の如何を問わず返還しないものとする。

第 13 条（販売手数料）

乙は、甲に対し、現実に販売された商品の販売単価に申込書記載の定率を乗じた金額を販売手数料として支払う。

第 14 条（販売代金および販売手数料の精算）

- 乙は、第 9 条の販売実績報告書に基づき、前条の販売手数料を控除した乙の受領すべき商品の販売代金を計算し、当該販売実績報告書の到着後 5 営業日以内に甲に対し請求書を発行する。
- 甲は、前項の請求書に基づき、第 9 条の締切日の翌々月 15 日までに乙の指定する銀行口座に振込む方法により、販売代金を支払う。この場合の振込手数料は、乙の負担とする。

第 15 条（顧客情報）

- 甲は、顧客の氏名、住所等の属性に関する情報（以下「属性情報」という）およびサービスサイトにおける購入履歴その他サービスサイトの利用に関する情報（以下「利用情報」といい、属性情報と合わせて「顧客情報」という）の取扱いにつき、顧客から以下の承諾を得る。
 - 甲および顧客から顧客情報の共有につき許諾を受けた甲のグループ会社（以下「甲ら」と総称する）がメールマガジンの送付等、自己の営業のために顧客情報を利用すること。
 - 甲及び乙がサービスサイトの商品ページの運営のために必要な範囲で利用すること。
- 乙は、甲から提供される顧客情報については、次項により甲に特に認められた場合を除き、商品のサポートのために必要な範囲でのみ利用するものとする。

販売サービス利用規約（ダウンロード用）

- 3 甲は、甲が管理する顧客情報につき、顧客のプライバシー保護およびサービスサイトの信頼性維持の観点から、乙に開示する種類、範囲等について、甲が適当と判断した場合には顧客に承諾を得た範囲内で、顧客情報の利用範囲の拡大または制限措置を講じることができる。
- 4 乙は顧客情報を本契約によって認められかつ第1項により顧客の承諾が得られた範囲に限り、顧客のプライバシー及びサービスサイト全体の利益に配慮して利用しなければならない。また、乙は、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏えい、開示、提供その他取り扱わせてはならない。
- 5 乙は、本契約終了後、甲が書面で特に承諾した場合を除き顧客情報を利用することはできない。また、乙は本契約終了にあたって甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。
- 6 乙は、乙が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するかどうかを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。
- 7 乙は、顧客情報の漏えいがサービスサイトの信用を毀損する等、その他サービスサイト全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保管および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏えいしないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より顧客情報が他に漏えいした場合は、乙は、故意または過失の有無を問わず、これにより甲らにおいて生じた一切の損害および費用負担（顧客へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責に任ずる。
- 8 第5項ないし前項の規定は、本契約終了後も引続きその効力を有するものとする。

第16条（秘密保持義務）

- 1 甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の秘密に属すべき一切の事項を第三者に漏えい、開示、提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
- 2 甲は、前項にかかわらず、サービスサイトの運営に必要な範囲で、甲のグループ会社または秘密保持契約を締結した提携会社との間で、乙に関する情報を交換することができる。

第17条（サービスの一時停止）

乙は、第3条記載の甲が提供するサービスについて、以下の事由により乙に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止によるサービス費用等の返還、損害の補償等を甲に請求しないこととする。

- (1) 甲の管理するサーバ等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 甲の利用する決済代行会社のサービスの点検、修理、補修、改良等のための停止
- (3) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- (4) 甲、顧客、他の出品者その他の第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判断した場合における停止

第18条（出品停止等）

- 1 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の商品の出品停止、コンテンツの削除、出品停止理由の公表その他必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなければならない。なお、本条の定めは第22条に定める甲による本契約の解除、解約を妨げない。
 - (1) 第22条に定める事由が生じたとき
 - (2) 乙自身が商品の出荷を行う場合において、商品を購入した顧客から商品の不着、到着遅延または返金等に関する苦情が頻発したとき
 - (3) その他甲が消費者保護の観点等から出品停止等の措置が必要と判断したとき
- 2 前項に基づき乙が出品停止等の措置を受けている場合であっても、乙は第10条及び第11条に基づく初期登録費用、サービス費用の支払義務を負うものとする。
- 3 乙は、法令により販売が禁止されている商品、第三者の権利を侵害するおそれのある商品、甲が別途販売禁止として乙に通知した商品またはサービスサイトのイメージに合致しないと甲が判断した商品を販売することができない。

第19条（契約期間）

本契約の有効期間は、出品日から3ヵ月間とする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1ヵ月間延長されるものとし、以後も同様とする。

第20条（免責）

- 1 甲は、乙が商品のサービスサイトへの出品に関して被った損害（サーバ障害・不具合、誤動作、本契約に基づく商品ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、乙の商品の出品停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限定されず、またはその原因の如何を問わない）について、賠償する責を負わない。
- 2 甲は、乙に対する事前の承諾なく、サービスサイトの仕様等の変更もし

くは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができる。

- 3 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、サービスサイトの運営に支障が生じると判断したときは、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第21条（権利の譲渡等の禁止）

乙は、甲の提供する販売サービスを利用する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。

第22条（解除・解約）

- 1 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の商品ページをサービスサイトおよびサーバから削除することができる。
 - (1) 本契約に違反したとき
 - (2) 重大な背信行為があったとき
 - (3) 手形または小切手の不渡処分をなし、または銀行あるいは手形交換所の取引停止を受けたとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申立てを受けたとき
 - (5) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申立てがされたとき
 - (6) 前三号のほか、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (7) 解散または営業停止状態となったとき
 - (8) 甲による連絡が取れなくなったとき
 - (9) 監督官庁から営業免許または営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき
 - (10) 公序良俗に反する行為を行なったとき
 - (11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
 - (12) その他甲が乙との本契約の継続が困難であると判断した場合
- 2 甲および乙は、事由の如何を問わず、1ヵ月前までに書面により相手方に通知することにより本契約を解約することができる。
- 3 前二項により本契約が終了した場合、乙は、契約終了日までの初期登録費用およびサービス費用の未払分を直ちに支払うものとする。
- 4 甲は、第1条第3項の承諾をするまでは、乙から既に受領した初期登録費用及びサービス費用を返還することにより、本契約を直ちに解約することができる。
- 5 第1項、第2項または前項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

第23条（準拠法、管轄裁判所）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条（規約の変更）

- 1 甲は、必要と認めるときに、乙へ予告なく本規約及び本規約に付随する規約の内容を変更することができる。
- 2 本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が変更を通知した後において、乙が出店を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

（別表）

初期登録費用（税別）

初期登録費用	0円
--------	----

（平成19年5月16日現在）

新規得意先カード

得意先コード	
--------	--

ED営業担当:

平成 19年 月 日 作成

フリガナ				お客様確認印			
会社名							
本社住所	A						
代表者名							
電話番号		FAX番号					
実取引住所	B.〒						
電話番号		FAX番号					
取引担当者		担当部署					
請求書送付先	A ・ B	←どちらかに○をつけてください					
取引銀行	銀行		支店				
経営規模	資本金	万円	年 商	前期	万円		
業務内容			前々期	万円			
取引条件	締日	末日	請求書必着日	日	支払日	翌 ・ 翌々	日払
	支払方法	現金振込					
		手 形		手形サレ		日	
内容情報変更日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		
初回取引内容							
摘 要							
経理記入欄							
	経営管理部		事業部長		営業アシスタント		営業

※恐れ入りますが [] 欄をご記入の上、 お客様確認印(社版・ご担当者印)をお願いいたします。